

インフルエンザの出席停止期間について

中南小学校

インフルエンザの出席停止期間は、学校保健安全法により、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」と定められております。

これにより、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過するまで」の両方を満たす期間が
出席停止期間となります。

ただし、「病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りでない」ともされておりますので、主治医の指示に従っていただくようにお願いします。

出席停止期間の数え方

発症した日の翌日を1日目と数えます。(ただし発症日も欠席をしていれば、出席停止として扱います。)

例えば、水曜日に発症した場合は、木、金、土、日、月曜日までが出席停止期間となり、（土曜日以前に解熱していれば）火曜日から出校可能です。（前述のように、主治医の判断によりこの限りではありません。）

また、「インフルエンザの発症日」は病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38度以上の発熱等）が始まった日であり、「解熱」とは平熱に戻った時点とされています。

なお、病院を受診する際には、主治医に出席停止の期間をご確認いただき、その期間を守っていただくようお願いいたします。

インフルエンザ出席停止早見表

	発症日 0日目	発症日 1日目	発症日 2日目	発症日 3日目	発症日 4日目	発症日 5日目	発症後5日経過した後		
発症後 1日目に発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	登校		
	出席停止								
発症後 2日目に発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校		
	出席停止								
発症後 3日目に発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校		
	出席停止								
発症後 4日目に発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校	
	出席停止								
発症後 5日目に発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校
	出席停止								